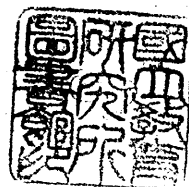


9-3
2-56

IX
47

行政事務再配分に関する
勧告に対する各省の意見

天野 289



事業別
(教育行政)

勸告の主な内容	勸告に対する各省の意見	
一、学校教育	賛成	反対
1. 国立大学は府県又は五大市に移譲し、残存国立大学は適宜統合する 2. 高等学校に関する事務力は府県及び五大市の責任とするが、市町村はその事務力を行つて差支なく、国は特殊なものに相当するところがある	○	△ 一府県一大学の原則で新制大学の充実完成を図つてゐるのであるが、それも未だ完成しない。 2. 移譲すれば財政的に困難を来すだろう。 3. 相当数の国立大学を有することが一徹の大学が水準を維持するに有効である。 4. 既に統合を終えており、これ以上の統合は困難且つ不適當である。

勸告の主な内容	勸告に対する各省の意見	
二、社会教育	賛成	反対
3. 小中学校に関する事務は市町村が責任とし、経費も市町村が負担するものとする。但し国は義務教育の必要最低限を維持する方途を考慮するものとする。 4. 市町村教育委員会の設置は、市は必要とし、町は任意とする。 5. 国が学校教育について定める基準は、原則として教育委員会が自主性もなく認めるべきである。	△	△ 社会教育は学校教育に比し非常に遅れてゐるので国が積極的奨励の方法を講ずべきである。
○	X	X
		1. 義務教育は国、府県、市町村の三者が共同して責任をもつべきである。 2. 市町村は六三三建設案に迫られてゐる。 3. 市町村教育委員会が現在、国と都道府県が負担するのが適當である。 4. 教育委員会制度の理念に反する。 5. 市町村は教育事務力に前提として立つべきであり、教育委員会もまた市町村を認めるべきでない。 二十六年度からは実施できなから相次期間かけよう。

事項別
(民生行政)

勸告の主な内容		賛成反対	勸告に対する各省の意見
一、生活保護 1. 生活保護は市町村の事務とする。 2. 府県及び市に専門職員をおよぶ府県の専門職員は市町村の技術的指導に當る。 3. 民生委員は市町村が委嘱する。 二、児童福祉 1. 妊産婦の保健指導、助産施設及び母子寮への入所措置は市町村が行う。 2. 精神薄弱児、盲ろう、め児等特殊児童の保護は府県及び児童相談所を設け通する市の事務とする。 三、社会福祉 1. 地方自治法附則第八条の地方事務官制度を廃して国の公共機関を設ける。			
×	×	×	×
（1）技術がすべての市町村に普及しない。 （2）入所措置を必要とする者は当該市町村の能力に限定されない。 専門職員確保の上、安堵より市は...		（1）生活保護制度は強固な国家責任を前提とする。 （2）責任の帰属は機械的形式の決定すべきでない。 勸告書より前提とする市町村の規模では、事務を遂行するに処理すべき財政的事務的困難がある。	

2. 国民健康保険を行ふ市町村組合及び連合会に対する監督について、府県を越える場合は、国が地方自治の指導の下に府県が行ふ。 3. 失業保険の給付(失業認定を含む)事務は府県知事に委任する。	○
四、災害救助 1. 災害救助事務は府県の責任とする。 2. 救助に要する費用は當該府県の通常財政力を超える部分については、国が補助する。	○
× 災害の規模に應じて府県以外に、国が責任を負う段階をも含めるべきである。	×
× (1) 失業保険については、特別を設けることは論議の余地がある。 (2) 失業認定が日々となり、過給の弊害を生ずる。したがって、全国的に保険経費を先給に費せしめるべきである。	×

事項別
(衛生行政)

勸告の主たる内容		勸告に対する各省の意見	
保健所	賛成反対	賛成	反対
一、保健所 人口十以上の市は必置、その他市町村は人口十以上を基準として軍使、組合及び委託で設置、尤も府県が代つて設けることが出来る。 右の府県を保健所は管内市町村の衛生行政を指導するものとする。	×	×	×
二、環境衛生			
一、興行場、公衆浴場、旅館等の許可は保健所を有する地方公共団体の事務とする。 二、汚物掃除法は市町村の事務とする。 三、水道、下水道の規程は市町村とする。 四、国は食品、器具等の規格基準及び標示の要領を定める検査施設は府県が設置すべきものとする。	×	×	×

三、予防々疫		四、医務事務	
賛成反対	賛成	賛成	反対
一、傳染病予防は市町村の事務とする。 二、狂犬病予防は市町村の事務とする。 三、特別の場合国又は府県は應援命令を発し防疫措置を命じて執行するものとする。 四、癩病予防は府県の事務とする。 五、性病予防は結核予防等は市町村の事務とする。	×	×	×
一、医療施設、医薬品の製造業者、製薬業者等の監督は保健所を有する地方公共団体の事務とする。 二、高度の技術を要するものを除き医薬品の検査は府県の検査施設が行ふ。	×	×	×

事項別
(労働行政)

勤告の主たる内容	
一、職業安定	
二、職業安定は府縣の事務とし、現在の國の出先機関たる公共職業安定所を府縣の機関に改める	
三、身体障害者に対する特別の公共職業補導所は國がこれを設置することを妨げない	
○	
×	
(一) 行政の不統一不均衡を招来し、職業安定行政の本質を害する全國的統一性が破壊される (二) 國際條約の精神に及ばず、世界的大勢に逆行する (三) 國家的重要産業乃至は連合國軍の要需に及ばず、労働力充足が極めて困難になる (四) 失業対策事業の時宜に適した効果的運営が確保されなくなる (五) 非民主的労働者暴行暴動等の禁止措置が不充分となる	

緊急失業対策	
國は地方公共団体の行う失業対策事業につき、必要は最少限度の調整及び財政上の援助を行ふことが出来る	
×	
府県、市町村間に経済人負、支拂貸銀その他の不均衡が生じ、必然的に求職斗争を激化すると、且つ國費を濫費する結果となる	

事項別
(農業行政)

勤労の主な内容	勤労に対する各省の意見	
一、土地改良 市町村も土地改良事業を行ふことが出来るように、土地改良事業に対する労働大臣の監督権を制限する。 二、開拓 開拓を二つに分ち、一、府県内の開拓は府県の事務、府県の区域を越えるものは、国の事務とする。 三、自作農の創設及び農地関係の調整 農地未墾地及び牧野の買収及び賣渡事務は現行通り国の事務とし、農地関係の調整事務は府県の事務とする。 四、牧野 牧野管理規程に対する知事及び主務大臣の認可及び監督を廃止する。	○ × 事業の性格、事業費の關係から二つを区別することゝ困難である。 (一) 農地の政府への強制譲渡は国の事務とする。 (二) 五千坪を超え、農地の潰廃の許可は主務大臣の承認にかゝりしめる。 牧野管理規程の作成に制限を附し、主務を課し、代執行は別に定める手續を要して行ふことが出来るものとする。	○ × 信連と事業連とは区別するに適當でない。 業務上の監督と組織上の監督とは区別するに適當でない。 府県の事務とするに適當である。 (一) 府県を試験場と一体と見做す必要がある。 (二) 農業指導士は数市町村の区域を一区画とするに適當である。 府県の事務とするに適當であり、緊急防除は技術上、経済上及び能力上の見地から、国の事務とする。
五、農業協同組合 農業協同組合に対する主務大臣の監督は、府県の区域を越えるもの(信連)は、府県関係のものを含むに限定する。 六、農業災害補償 農業災害補償組合会に対する業務上の監督は現行通り国の事務とし、組合組織上の監督は府県の事務とする。 七、農業改良助成 農業改良助成による普及事業は市町村の事務とする。 八、養蚕業及び林業に関する普及事業は府県の事務とする。 九、防疫 植物防疫事務は市町村の事務とし、府県及び国の防疫措置を命令し又は代執行をすることが出来るものとする。		

事項別
(農業行政)

勸告の主たる内容	勸告に対する各省の意見
一、家畜傳染病予防事務は、府県の責任とする。 二、家畜保健衛生所等、家畜保健衛生所、家畜人工授精所、関係する事務は府県の事務とする。 三、獣医師に關する事務は、関係する師に關する事務は府県の事務とする。 四、食糧管理 五、食糧加工計画の樹立及び集荷指定業者の指定と府県の事務とする。外食糧管理については現狀通りとする。 六、農産物種苗等の登録、検査、検定、格付け等。	次の事務は、国の事務とする。 一、牛疫、牛肺疫等傳染力が急速に強力なものである。 二、牛の流産、馬の流行性腦炎等傳染力の強い異例のもの。 三、養蚕試験の實施及びその養蚕機關の規整、國に買入する。 四、食糧管理の一環として加工の内容及び業者の適否について國の責任を負ふ必要がある。(經濟安定本部の意見)
一、種苗、種畜、蚕種、果樹の検査は府県の事務とする。 二、主要食糧の買上検査は、國の事務とする。 三、種苗、農薬、化學肥料の登録、輸出検査は、國の事務とする。化學肥料以外、肥料の登録、輸出検査は、國內生糸の検査は府県の事務とする。 四、卸賣市場 五、中央卸賣市場に對する主務大臣の監督権を廢止する。	生産地が偏在しているが、全国的に流通し、全國的検査と現狀では必要である。 一、買上検査より、國の事務とする。 二、全國統一の検査基準が必要である。 三、府縣が検査機關を設けることは不經濟である。 四、集荷市場と消費市場の性格を併せ、から國民經濟的視野から、監督が必要である。

事業別
(林野行政)

勸告の主たる内容		勸告に対する各省の意見
一、森林一般	森林計画のうち国は基本計画のみを編成し、経営計画は実施計画を編成し、府県の事務とする。	× 国土保全及び林産資源確保のため、全計画について国が責任を負う必要がある。
	保安林のうち国土保全上重要地帯にあるものは、国、その他は府県の事務とし、責任を分かち、明かにする。	× 保安林制度の趣旨からみて、最終責任は国にあり、種別によつて区分するに困難がある。
	3. 林産物搬出等のため、他人の土地の使用及び収用に關する権利関係の調整は府県、森林消防は市町村の事務とする。	○
二、国有林野		× 理由なく全面的な反対と主張。

三、森林害虫の駆除及び造林治山事業	○
森林害虫の駆除及び造林臨時措置に基く事務は府県の事務とする。	○
四、森林火災、火災国營保険	○
森林火災火災保険に關する事務は国の事務とし、知事、市町村長に事務を委託する場合はその同意を得るものとする。	○
五、狩猟	○
狩猟に關する事務は一定の基準を定めることを除き、府県の事務とする。	○
移動性のある鳥類の保護施設についての事務とする。	

事與水別

勸告の主たる内容		勸告に対する各省の意見	
一、漁業規制	1、漁業規制制度改革に関する事務は国の責任とし、事務の一部は府県知事等に委任して行わせる。 2、遠洋漁業に関する事務は国の責任とする。 3、遠洋漁業以外の漁業に関する事務は府県の責任とし、国は府県間の調整を必要とする場合勸告若しくは技術上の援助又は法令により必要事項を定めることがでさるることとする。 4、漁業調整委員会を府県の機関とし、主務大臣の一般的監督権を廃止する。 5、漁船規制 6、遠洋漁業に従事する漁船及び鋼製の漁船の建造調整に関する事務は国の責任とする。	賛成	反対
二、	1、自由漁業に従事する漁船で船の長さ十メートル以上のものについては機動力の欠乏から国へ責任とする。 2、府県の責任とされた漁船の建造調整及び記録の事務は国は必要な勸告又は技術上の援助もてさるることとする。 3、昭和二十七年年度から実施することとしたい。 4、農業協同組合の場合と同様。 5、農業災害補償の場合と同様。		

事項別
(商工行政)

勸告の主たる内容	勸告に対する各省・意見
一、電気 電気行政の末端事務は府県に委ねる。 二、ガス ガス事業に關する事務は府県の事務とする。 三、ガス料金の決定は国が行う。 四、度量衡 度量衡の製作、修補及び販賣の免許は、登録に改め、府県の事務とする。 五、度量衡器及び度量衡の計量の取締は市町村もできる。 六、火薬類等の取締 火薬、圧縮ガス及び液化ガスの取締、火薬類の取締は府県の事務とする。 七、国は保安上必要あるときは、必要措置をとることを勸告し、緊急な	一、大規模な電気工作物の保守保安は国の事務とする。 二、意見なし 三、 四、 (一) 高度の技術を要する。 (二) 無甲の冗員をふくこととなる。 (三) 度量衡器の画一性をかく。 府県の事務とすべきである。 (四) 極めて高度の技術を要する。 (五) 国民全般の治安に關係がある。 (六) 生産政策に重大な影響がある。

場合、府県が措置を怠つていふときは、府県の処分取消、変更又は代執行ができる。 五、熱管理 熱管理に關する事務は、原則的に府県の事務とし、現行の画一的方法を改める。 六、中小企業 中小企業の振興は、地方公共団体と主として行い、二重行政はさける。 七、出光機関 通商産業局の機構は縮小する。	X X	五、 国は熱管理の基準の決定及び熱管理の國家試験を行う必要がある。 六、 意見なし 七、 勸告によつて事務を移譲しても、通商産業局とは關係がない。
---	-------------------	--

事項別
(運輸行政)

報告の主たる内容	報告に対する各省の意見
一、道路運送 二、旅客自動車運送事業及び一般道路貨物自動車運送事業の監督は国、一般貨物旅客自動車運送事業、一般不定路線貨物自動車運送事業及び特定自動車運送事業の監督、自動車の登録、車輛検査、自動車使用規則及び自動車道の監督は府県とする。	× (一) 運輸行政は一貫的総合的に行はれる必要があり、一貫した行政機構による処理すべきである。 (二) 運輸事業の活動の範囲が広大であり、府縣の行政に及ぼる影響が甚大である。従って、運輸行政は、府縣の行政と無関係で、国に属するべきである。 (三) 運輸行政は特殊の専門的知識を必要とする。 (四) 自動車運送事業は事業種別相互に密接な関係があり、種別を分割し、一部を地方事務とするのは、自動車運送事業の発達と行政の統一を阻害し、二重行政となる虞がある。 (五) 自動車運送事業については、乗客と貨物の定路線と不定路線の両事業を兼営してある業者が多くなり、両の彼此融通ができて、二重監督を受けることになる。 (六) 自動車運送事業を各府縣競つて免許し、よろこび、より不当競争を惹起する虞がある。 (七) 自動車の登録は私権の登記的効力を有し、

二、輕車輛運送事業の監督及び輕車輛の車輛検査は市町村の事務とする。 三、地方鉄道及び軌道 四、地方鉄道及び軌道事業の監督は国の事務とする。 五、道路運送審議会及び府縣港運審議会 六、道路運送審議会の任務を改め、地方鉄道軌道を含めて陸上輸送全般について	× ○ ○ × (一) 自動車運送制度を實施することには、いづれも、制度の施行が円滑になる。 (二) 自動車の車輛検査については、府縣の区域を超えて行なう。自動車は統一の保安の確保、高度の技術の保持のため、車輛検査官及び車輛検査施設を整備、遂上にある。統一を行へば、自動車用自動車は自動車運送事業と相違なく、運送秩序の確立のために規制する必要がある。 (三) 自動車運送事業は二府縣にまたがるものもある。且つ、自動車運送事業、観光事業と密接な関係があり、統一の行政を行ふ必要がある。 (四) 地方鉄道、軌道については現在運輸省の審議会があり、同様のことを行つており、二重の手続きは必要ない。
--	---

事項別
(通)輸行政

勸告の主たる内容	勸告に対する各省の意見・賛否
の諮問機関とし、府縣陸運事務所は完全な府縣の部課とする。 四、港則 港則に關する事務は港灣管理事務事務とする。	勸告に對する各省の意見・ 賛否 反對の理由又は条件附其成の場合の条件の内容 (四)道路運送行政を國の事務とし、留保する必要がある、そのために最少限度の國の出資、機関は存置する必要がある。 × (一)港則事務は港内の警備、航行、航海、警備、又上陸、管理とを分割すべきである。 (二)港則事務は航路標識、水路測量、海難救助等の関連行政と綜合的に行うべきである。 (三)港則事務は國際性を有し、統一して行ふべきものである。

事項別
(土木行政)

勧告の主な内容	勧告に対する各省の意見
一、河川 河川を水系ごとくに河川、府県河川及び市町村河川の三種に区分し、国府県及び市町村がそれぞれ区分に従つて一切の管理の責任をもつものとする。 二、砂防 砂防行政は、河川に準じて、国、府県及び市町村がそれぞれ区分に従つて責任を有するものとする。 三、道路 道路を国道、府県道、市道及び町村道の四種とし、国道の路線の認定、区画の決定及び新設改築の工事は、国、国道のその他の管理及び府県道の管理は府県、市道の管理は市、町村道の管理は町村の責任とし、且つ国道は現在の国道のうち、国民経済上、国土保衛上重要な幹線に限定する。	賛成 反対 一、 反対の理由又は条件附賛成の場合の条件の内容 (1) 経済上、技術上、財政上等々から考へて実情に即しない。 (2) 河川ごとくに、治水、利水の行政事務の内容によつて、国府県市町村が如何に担当するかを考へ、その態様によつて河川の種別を分けるべきである。 二、 河川の場合と同様 三、 (1) 趣旨については異存はないが、法律の改正については、研究する必要がある。又、府県道の調整を要する点が多く、今直ちに実施することは困難である。 (2) 国道を更に一級国道及び二級国道に分ち、一級国道の路線の認定、道路の設置及び工事の執行並びに二級国道の路線の認定は国が行い、その他は府県が行うものとする。が、道が、認定は、産業文化等の発展に即ち、施設の要があることもあり、單にその数を減少する理由がない。

都市計画	△	四、
都市計画は市町村の事務とし、市町村が自主的に決定し執行する。建前に改める。但し、府県は、市町村の同意を得て、区域計画を作成することができ、これを認める。 五、屋外広告物 屋外広告物の規制は、市町村の任意に行ふ事務とする。 六、公有水面埋立 公有水面埋立の事務は府県の事務とし、国河川に影響がある埋立の免許は、国に協議し、その他の埋立の免許は、地元市町村及び公有水面の管理者の意見を徴する。 七、建築規制 建築行政は府県及び市町村の事務とし、市町村の区域内においては、特殊建築場及び大規模の建築物以外は、法的規制を行わないこととし、建築主事に地方公共団体の長から離れた独立権限を行使させる制度は廃止する。	△ X X X	趣旨には概ね異存はないが、都市計画行政は複雑多岐であり、関係省庁及び部局の事務との調整を要し、且つ調整法、公團法等一連の関係法律と同時に実施することと適當とする。今直ちに実施することは困難である。 五、 規制の統一をはかる必要がある。 (1) 広告物の主体が市町村であるため、実効を収め難い。 (2) 府県の事務となつてから日が浅いため、当分の間、運用の實際をみて研究すべきである。 六、 (1) 公有水面は、国の所有に属し、その埋立は、私権の行使に關する事務であり、自治事務とするには、趣旨がある。 (2) 現行制度は、實際の年統計上において、勧告の趣旨と大差がないので、改正の要を認めない。 七、 (1) 建築基準法は既に地方自治の本旨と、行政事務の配分、精神に則り制定されたもので、改正を必要としない。 (2) 郡部における建築物の災害は、市部より寧ろ多く、国民経済上、個人の生命財産の保護の面から、市町村の建築物については、なんらかの法的規制が必要である。 (3) 建築基準法は、確認に關する事務を執行するにすぎなく、それは、建築技術的な認定に關するものに限り、それ以外の取能を有する、特定のものに、以て支障のない性質のものである。

事項別
(その他)

勸告の主な内容	勸告に対する各省の意見
一、統計 一、国の作成する指定統計調査は国の責任とし、必要に応じて地方公共団体の機関に委任することが出来る。 二、国が指定統計調査以外の統計調査について地方公共団体に申告等を求める場合は統計委員会承認を要することとする。 二、経済統制 一、指定生産資材の需給調整は国の責任とするが、府県内の割当に関する事務は府県知事に委任して行はせる。	賛成反対の理由又は附賛成の場合の条件の内容 （経本）承認の適否はいつ、遠かに断じ難い。 （文部）官廳機構の現状から早急に施策の資料とする場合不便である点からしばらくは届出ること、相当期間あければ実施出来る。 （経本）格別異存はないが現行法令でも勸告通り実施出来る （通産）意見なし。 （農林）意見なし。

勸告の主な内容	勸告に対する各省の意見
二、指定配給物資の割当配給に關する事務のうち市町村別の割当その他府県の責任とし、日常生活必需品の配給は市町村の責任とする。 三、選挙 地方公共団体の公職の選挙に關する事務は当該地方公共団体の責任とする。 四、戸籍及定住留事務 一、戸籍に關する事務は市町村の事務とする。 二、定住留制度は暫く一先凍結を停止する。	（運輸）重要物資の割当配給は重要物資の迅速に處理すべきです。地方自治の場外におくべきである。 （文部）一、府県内割当について大学以外の私立学校に關する物資については賛成、大学以外の公立学校については府県の教育委員会に委任し、大学については国に於て處理するが適當なもの、文部省に於て處理すべきである。 二、前線については右に合じ。 意見未提出 意見未提出 意見未提出